

令和7年度久留米市中小企業成長経営支援事業実施業務委託仕様書

1. 委託業務名

令和7年度久留米市中小企業成長経営支援事業実施業務

2. 実施目的

人口減少や需要構造の変化等の中長期的な社会構造の変動に加え、原材料費・エネルギーコストの高騰等によるコストアップ、人材確保・定着のための持続的な賃上げの必要性の高まりなど、中小企業の経営環境は依然として厳しい状況にある。

このような状況下で、外貨獲得や域内取引・雇用の増加、賃金引上げ等の実現により、地域経済を牽引していく企業を「地域中核企業」と定義し、市内中小企業が地域中核企業へ成長していくことを後押ししたいと考えている。

本事業は、将来的に地域中核企業として成長が見込まれる企業（以下、「候補企業」という。）に対する集中的な伴走型の支援を実施することにより、候補企業の成長段階に応じた課題の解決を支援し、成長経営の自走化に導くことを目的とする。

3. 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4. 業務概要

候補企業に対する伴走支援業務

- ・支援企業数 3社程度 ※ 3社を上回る提案も可
- ・支援対象 久留米市内の中小企業

5. 業務内容

受託者は、上記2.の目的を達成するため、下記に定める業務を総合的に企画・運営するものとする。

(1) 業務実施方針の策定

市内中小企業等の現状分析に基づき、業務の目的を効果的に達成できる実施方針を策定する。

(2) 候補企業の公募・選定に係る業務

① 候補企業の公募に係る業務

本市が実施する候補企業の公募に係る広報や選定プロセス等に関し、専門的な知見による助言や協力等を行う。

② 候補企業の選定に係る業務

候補企業の選定にあたり、地域中核企業への成長が見込まれる企業であるか、成長を実現するための支援の方法・有効性等に関して専門的知見から本市に対して助言できる体制を構築する。

(3) 候補企業に対する集中支援

支援対象として本市が選定した候補企業に対し、以下の支援を行う。

① 候補企業に対する支援計画・成果目標の策定

候補企業から応募時に提出された資料や追加ヒアリング、市場調査等を踏まえ、各候補企業の課題やニーズに応じた支援計画を策定する。

本事業での支援期間は最大で9カ月（令和7年7月～令和8年3月）とし、令和7年度中の成果目標に加え、3年後（令和9年度末）及び5年後（令和11年度末）における目標についても盛り込むこと。

② コンサルティング支援

策定した支援計画に基づき、各候補企業に対する伴走型のコンサルティング支援を行う。コンサルティング支援においては、課題解決のための助言及びタスクの進捗管理に加え、他の支援策・支援機関との連携を図ること。

③ 他の支援策や支援機関等の紹介

各種補助金、計画認定、税制優遇等の支援策の情報を収集の上、各候補企業に対し、必要に応じてこれら支援策の紹介や支援策を実施する支援機関等への取次ぎを実施すること。

なお、候補企業の情報を支援機関等へ共有する場合には、事前に候補企業の承諾を得ること。

④ 課題解決に資する知見を有する専門家等の紹介

候補企業に対し、必要に応じて課題解決に資する知見を有する専門家等を紹介すること。コンサルティング支援の一環として専門家を支援メンバーの一員とする場合には、事前に候補企業及び本市の承諾を得て実施するものとし、その際に発生する謝金等は受託者の負担とする。なお、専門家等と候補企業が直接契約することにより発生する費用は候補企業の負担とする。

(4) 支援成果の評価及び報告書のとりまとめ

候補企業ごとに支援成果の評価を行い、支援の実施内容や結果、成果をとりまとめた報告書を作成の上、令和8年3月31日までに成果物とし

て納品すること。

(5) 成果事例等のPRに関連する企画の実施

成果事例報告会の開催やリーフレットの作成等、本事業における支援内容・成果事例等を、一般に広く紹介する企画を実施すること。

(6) 追加業務

業務の実施にあたり、受託者が(1)～(5)の業務に加えて目的の達成に資すると考える業務があれば、委託費の範囲内で提案できるものとする。

(7) 定期打ち合わせへの参加

業務の進捗確認のため、本市が開催する定期打ち合わせに参加すること。打ち合わせでは、業務の進捗状況及び各候補企業に対する支援状況等を受託者より報告するものとする。

(8) その他

(1)～(7)のほか、事業実施にあたって必要となる業務。

6. 委託限度額（提案上限額）

8,909,090円

※上記の金額は、消費税及び地方消費税相当額を含まない。

7. 秘密の保持について

受託者は、本業務を通じて知りえた秘密の第三者への漏えい、資料及びデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講じなければならない。また、本業務の結果データ等の使用、保存、処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、久留米市の指示に従わなければならない。

8. 情報公開及び提供

市は提出された提案書等について、久留米市情報公開条例（平成13年9月28日条例第24号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

9. 著作権について

本業務によって生じた成果物の著作権は、久留米市に帰属する。ただし、受託者が受託前から保持する著作物あるいは第三者の著作物の著作権は受託者あるいは第三者に帰属するものとする。

10. その他

本仕様書に関して疑義が生じた事項及び本仕様書に定めがない事項は、久留米市と受託者が、都度協議し解決するものとする。

以 上